

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定</p> <p>病院事業を設置する地方公共団体は、下記により公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むものとする。</p> <p>公立病院を巡る状況は、その立地条件や医療機能などにより様々であり、経営強化に係るプランの内容は一律のものとはなり得ないことから、各地方公共団体が、各々の地域と公立病院が置かれた実情を踏まえつつ、本ガイドラインを参考に経営強化プランを策定し、これを主体的に実施することが期待される。</p> <p>経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的な対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。</p> <p>また、関係地方公共団体において、新改革ガイドラインによる新公立病院改革プランに基づき、再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に取り組んでいる場合であっても、現在の取組状況や成果を検証するとともに、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築の推進を図る観点も踏まえつつ、更なる経営強化のための取組について検討すべきであることから、経営強化プランを策定するものとする。</p> <p>既に、自主的に新改革ガイドラインによる新公立病院改革プランの改定を行っている場合又は地方独立行政法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものである。</p>	<p>【計画の位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）は、「公立病院経営強化の推進について（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）」において示された、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体が令和4年度又は令和5年度中に令和9年度までの期間について策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むものです。</li> <li>○ 経営強化プランの策定対象となっている地方独立行政法人については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号、以下「法」という。）に基づき中期計画を策定している場合には、ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるとされています。</li> <li>○ このため、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）の経営強化プランについては、ガイドラインで要請されている事項のうち「地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館第4期中期計画（計画期間：令和4年度から令和7年度まで）」に記載のない事項について、経営強化プランとして定めることとします。</li> </ul>	

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>1 経営強化プランの策定期間 経営強化プランは令和4年度又は令和5年度中に策定するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>2 経営強化プランの対象期間 経営強化プランは、策定年度あるいはその次年度から令和9年度までの期間を対象として策定することを標準とする。</p>	<p><b>【計画期間】</b> ○ 好生館経営強化プランの期間は、令和6年度から令和7年度までとし、令和8年度から9年度までの経営強化プランは、好生館の次期中期計画と整合性を図り策定します。</p>	<p>—</p>
<p>3 経営強化プランの内容 (1) 役割・機能の最適化と連携の強化 ① 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>各公立病院は、地域医療構想や今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験などを踏まえて、地域の医療提供体制において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが必要である。このため、地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能について記載する。</p> <p>その際、当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。</p> <p>精神医療についても、当該病院の果たすべき役割・機能に加え、経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の病床数や、病床数等の見直しを行う場合はその概要を記載する。</p> </div>	<p>(1) 好生館が担うべき医療の提供 ① 高度・専門医療の提供 (救急医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救命救急センター、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターで24時間365日、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供する。</li> <li>・ 佐賀県ドクターヘリ事業に対し、基地病院である佐賀大学医学部附属病院と連携・協力し、高度な救急医療を提供する。</li> </ul> <p>(循環器医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急性心筋梗塞の治療にあたっては、館内多職種間連携や消防救急隊との連携による緊急入院受入体制を堅持する。</li> </ul> <p>(がん医療)</p>	<p>第1-1-(1)-①</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域がん診療連携拠点病院（高度型）として、がんセンターを中心に手術、薬物療法、放射線治療などを効果的に組み合わせた集学的治療を実践する。</li> <li>・ がん相談支援センター、がん看護外来、各種がん教室など、がん患者の心と体を支援する体制を維持する。</li> <li>・ がんゲノム医療連携病院として、活動を継続する。</li> </ul> <p>（脳卒中医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳卒中治療にあたっては、（超）急性期治療（t-PA療法、血栓回収治療）を継続する。</li> <li>・ 脳卒中ケアユニット（SCU）を円滑に運用する。</li> </ul> <p>（小児・周産期医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域周産期母子医療センターとして、NH0 佐賀病院、佐賀大学医学部附属病院との機能分担及び連携を図り、ハイリスク分娩への対応、母体搬送及び新生児搬送の受け入れを行う。</li> <li>・ 小児外科領域の中核病院としての役割を継続する。</li> </ul> <p>（感染症医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀県唯一の第一種感染症指定医療機関として対応する。</li> </ul> <p>（先進的な高度・専門医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療技術の進展に伴う先進的な高度・専門医療に対応する。</li> </ul> <p>（高度医療機器等の計画的な更新・整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度・専門医療等の充実のため、中期計画期間中にお</li> </ul>	

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<p>ける医療機器の更新・整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度・専門医療を継続するために、老朽化した放射線治療装置、ロボット手術支援装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）等の更新を行う。</li> </ul> <p>④ 災害や新興感染症等発生時における医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹災害拠点病院の機能を十分に発揮できるよう、災害時に必要な医療物資等を備蓄するほか、優先納入契約の継続等、災害時医療体制の充実・強化を図る。</li> <li>災害時は患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行う。</li> <li>大規模事故や災害時には、県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等を現地に派遣して医療支援活動を行う。</li> <li>原子力災害拠点病院として、人材の育成及び機能整備の強化に取り組み、災害発生時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者を受け入れ、必要な医療を提供する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症など新興感染症等の感染拡大により、公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県と連携し、対応する。</li> </ul>	<p>第 1-1-(1)-④</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>																						
	<p><b>【地域医療構想を踏まえた令和7（2025）年の機能毎の病床数】（R5.3時点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療構想を踏まえた上で好生館が今後、地域において果たす役割は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館第4期中期計画に記載のとおり、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供することです。</li> <li>○ 上記役割を果たすために必要な令和7（2025）年の機能毎の病床数については、下表のとおりです。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1059 810 1756 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">病床機能</th> <th colspan="2">病床数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>R5(2023).3</th> <th>R7(2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期</td> <td>84床</td> <td>84床</td> <td>救命救急センター/ICU/SCU/NICU/無菌室/重症加算病床</td> </tr> <tr> <td>急性期</td> <td>343床</td> <td>343床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>慢性期</td> <td>15床</td> <td>15床</td> <td>緩和ケア</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>442床</td> <td>442床</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※許可病床数：450床（一般病床442床、感染症病床8床）</p>	病床機能	病床数		備考	R5(2023).3	R7(2025)	高度急性期	84床	84床	救命救急センター/ICU/SCU/NICU/無菌室/重症加算病床	急性期	343床	343床		慢性期	15床	15床	緩和ケア	合計	442床	442床		<p>—</p>
病床機能	病床数		備考																					
	R5(2023).3	R7(2025)																						
高度急性期	84床	84床	救命救急センター/ICU/SCU/NICU/無菌室/重症加算病床																					
急性期	343床	343床																						
慢性期	15床	15床	緩和ケア																					
合計	442床	442床																						
<p>② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能</p>	<p>② 信頼される医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者・家族総合支援部において、入院中のケアだけでなく、転退院後の充実したサポートを行う。</li> </ul>	<p>第1-1-(1)-②の一部</p>																						

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン(案) それ以外の部分=中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項(案)</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目的の一つに掲げており、「地域医療構想策定ガイドライン」(平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知)においては、地域医療構想の中で将来の在宅医療の必要量を示すこととされているなど、地域医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムは密接に結びついている。</p> <p>また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)により、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応を目的として、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」を一体的に提供する「介護医療院」の制度が創設された。こうした動きも踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けて当該公立病院が果たすべき役割・機能について記載する。</p> <p>その際、介護保険事業との整合性を確保しつつ、例えば、緊急時における後方病床の確保や人材育成など在宅医療に関する当該公立病院の役割・機能を示す、住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な役割・機能を示す、病棟の一部を介護医療院に転換するなど、病院の規模や特性等に応じた役割・機能の明確化・最適化について記載することが望ましい。</p>	<p>(3) 地域の医療機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療支援病院として紹介・逆紹介を堅持し、地域医療連携センターと入退院支援センターが連携し、周辺医療機関とよりシームレスな顔の見える連携体制を構築・遂行する。</li> <li>・ 地域医療構想、地域包括ケアシステム実現に向けての一助として地域医療・介護連携を推進する。</li> <li>・ 効率的で適切な医療を提供するため、地域連携クリティカルパス活用を推進するとともに、電子パスの普及に努める。</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、行政機関、地域の介護・福祉施設等との連携を強化し、退院後の医療支援や施設入所のための情報共有を図り、医療・介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供するとともに地域社会との一層の連携・共生を進める。</li> <li>・ 佐賀県診療情報地域連携システムの普及・利用増を、他の医療機関に率先して進め、県内の医療機関の連携強化を図る。</li> </ul>	<p>第1-1-(3)の一部</p>
<p>③ 機能分化・連携強化 1) 機能分化・連携強化の目的</p>	<p>1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上 佐賀県医療センター好生館は、歴史と伝統を尊重し、県</p>	<p>第1-1</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>2) 機能分化・連携強化に係る記載事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>機能分化・連携強化に係る記載事項</p> <p>過疎地域等を含め、地域全体で持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要な機能分化・連携強化の取組について検討し、機能分化・連携強化が必要となる場合には、予定される公立病院等の機能分化・連携強化の概要と当該公立病院が講じる具体的な措置について記載する。</p> <p>なお、既に機能分化・連携強化に取り組んでいる場合であっても、現在の取組状況や成果を検証するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保する観点から、更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>特に、以下の公立病院については、今般の経営強化プランの策定のタイミングを捉え、地域の実情を踏まえつつ十分な検討を行い、必要な機能分化・連携強化の取組について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 新設・建替等を予定する公立病院</li> <li>イ) 病床利用率が特に低水準な公立病院（令和元年度まで過去3年間連続して70%未満）</li> <li>ウ) 経営強化プラン対象期間中に経常黒字化する数値目標の設定が著しく困難な公立病院</li> <li>エ) 地域医療構想や今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、病院間の役割分担と連携強化を検討することが必要である公立病院</li> <li>オ) 医師・看護師等の不足により、必要な医療機能を維持していくことが困難な公立病院</li> </ul> </div>	<p>民のために、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し向上させるとともに、スタッフの確保・育成と働きやすい職場環境作りを推進し、患者・家族への思いやりを大切にして、わが国でも有数の模範となる医療機関を目指す。</p>	

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 = 経営強化プラン（案） それ以外の部分 = 中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>また、機能分化・連携強化に当たっては、公立病院同士のみならず、公的病院、民間病院等との組合せや、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項に規定する連携協約（以下「連携協約」という。）の締結、医療法第 70 条の 5 第 1 項に規定する地域医療連携推進法人制度の活用など経営統合以外の手法も含め、地域の実情に応じた最適な手法を検討し、記載することが望ましい。</p> </div>	<p>(3) 地域の医療機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療支援病院として紹介・逆紹介を堅持し、地域医療連携センターと入退院支援センターが連携し、周辺医療機関とよりシームレスな顔の見える連携体制を構築・遂行する。</li> <li>・ 地域医療構想、地域包括ケアシステム実現に向けての一助として地域医療・介護連携を推進する。</li> <li>・ 効率的で適切な医療を提供するため、地域連携クリティカルパス活用を推進するとともに、電子パスの普及に努める。</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、行政機関、地域の介護・福祉施設等との連携を強化し、退院後の医療支援や施設入所のための情報共有を図り、医療・介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供するとともに地域社会との一層の連携・共生を進める。</li> <li>・ 佐賀県診療情報地域連携システムの普及・利用増を、他の医療機関に率先して進め、県内の医療機関の連携強化を図る。</li> </ul>	<p>第 1-1-(3) の 一部</p>



<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>④ 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>当該公立病院が、その果たすべき役割に沿った、質の高い医療機能を十分に発揮するとともに、地域において他の病院等との連携を強化しているかを検証する観点から、以下の例示や公益社団法人全国自治体病院協議会が医療の質の評価・公表等推進事業により公表する指標の例などを踏まえ、適切な数値目標を設定する。</p> </div> <p>(例示)</p> <p>1) 医療機能に係るもの 地域救急貢献率、手術件数、訪問診療・看護件数、リハビリ件数、地域分娩貢献率 など</p> <p>2) 医療の質に係るもの 患者満足度、在宅復帰率、クリニカルパス使用率 など</p> <p>3) 連携の強化等に係るもの 医師派遣等件数、紹介率・逆紹介率 など</p> <p>4) その他 臨床研修医の受入件数、地域医療研修の受入件数、健康・医療相談件数 など</p>	<p>・ 救命救急センター、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターで24時間365日、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供する。</p> <p>◆目標 クリニカルパス使用率：55%以上 (令和7年度目標)</p> <p>◆目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紹介率：90%</li> <li>・ 逆紹介率：120%</li> </ul> <p>(令和7年度目標値)</p> <p>◆目標</p> <p>患者満足度：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合満足度（入院）：90%</li> <li>・ 総合満足度（外来）：90%</li> </ul> <p>(令和7年度目標値)</p>	<p>第1-1-(1)-①</p> <p>第1-1-(1)-②</p> <p>第1-1-(3)</p> <p>第1-3-(1)</p>
<p>⑤ 一般会計負担の考え</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>公立病院は、地方公営企業又は公営企業型地方独立行政法人として運営される以上、独立採算を原則とすべきものである。一方、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）又は地方独立行政法人法上、i）その性質上、当該病院の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、</p> </div>	<p><b>【一般会計負担の考え方】</b></p> <p>○ 基本的には、法第85条第1項及び総務省の地方公営企業繰出金についての通知に基づき、運営費の一部を負担することとしています。</p>	<p>—</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>i i) 当該病院の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計や設立団体等において負担するものとされている。したがって、上記①・②で明らかにした当該公立病院の果たすべき役割・機能に対応する形で、一般会計等が負担すべき経費の範囲についての考え方及びその算定基準（繰出基準）を記載する。</p>		
<p>⑥ 住民の理解のための取組</p> <p>公立病院が担う役割・機能を見直す場合には、(略)見直しが必要であることを十分に説明することが求められることから、そうした住民の理解のための取組の概要を記載する。</p>	<p>—</p> <p>※ 役割・機能の見直し予定なし</p>	<p>—</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革</p> <p>① 医師・看護師等の確保</p> <p>1) 基幹病院</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>公立病院には、過疎地域等における一般医療、不採算・特殊部門に関わる医療、高度・先進医療、広域的な医師派遣の拠点機能など、地域全体の医療提供体制の確保に関し積極的な役割を果たすことが期待されるものであり、その役割・機能に対応した地方財政措置が講じられている。地域において中核的医療を行う基幹病院は、こうした役割・機能のうち主に高度・先進医療等を担うため、症例数が多く、指導医や医療設備等も充実しており、比較的医師・看護師等を確保しやすい。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応においては、都道府県立病院等が多数の医師・看護師等を派遣しており、こうしたことを契機に、中小規模の公立病院等への医師・看護師等の派遣を強化することが重要である。</p> <p>そのため、基幹病院は、今回拡充する地方財政措置も活用して、医師・看護師等を適切に確保した上で、医師・看護師等の不足に直面する中小病院等に積極的に医師・看護師等を派遣することにより、地域全体で協力・連携して医療提供体制を確保していくことが強く求められることから、そうした取組を記載することが望ましい。また、同じ定住自立圏や連携中枢都市圏の中に中小規模の病院が所在する場合には、当該中小規模の病院と積極的に協力・連携して、圏域全体の医療提供体制を確保していくことが期待されることから、そうした取組を記載することが望ましい。</p> </div> <p>2) 不採算地区病院をはじめとする中小規模の病院（略）</p>	<p>(2) 医療スタッフの確保・育成</p> <p>① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機能の維持・向上のため、複数の大学等関係機関との連携により、優秀なスタッフの適正数確保に努める。</li> <li>・ 専門医、専門看護師、認定看護師、メディカルスタッフ関連専門資格などの資格取得に向けた支援を充実し、スタッフの専門性の向上を図る。</li> </ul> <p>第9 その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 県との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療構想の具体化・実現化など、県が進める医療行政に積極的に協力する。</li> <li>・ 担当する組織を定め、県が推進する身近な医療の提供体制構築に協力する。</li> </ul>	<p>第1-1-(2)-①</p> <p>第9-1</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>上記①の方策の1つとして、医師不足に直面する地方の公立病院においては、地方に関心を持つ医師を増やすことにも資する、臨床研修医、専攻医、地域枠医師等の若手医師の確保に取り組むことが重要である。そのためには、研修プログラムの充実、指導医の確保、学会・大学（研究室）等への訪問機会の確保、多施設合同カンファレンスへの参加を可能とするICT環境の整備など、若手医師のスキルアップを図るための環境整備にも注力すべきであり、そうした取組の概要を記載する。</p> <p>（略）</p> <p>また、臨床研修において1ヶ月以上行うこととされている地域医療研修については、不採算地区病院等で実施することにより、幅広い業務に責任を持って携わる経験を積むことができ、地域医療の最前線を学ぶ機会となることが期待されるとともに、地域の医師不足対策にも資することから、臨床研修医を受け入れる都市部の公立病院においては、不採算地区病院等への派遣を積極的に記載することが望ましい。</p> </div>	<p>② 医療スタッフの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹型臨床研修病院として、初期臨床研修医確保のために魅力ある研修プログラムを策定する。</li> <li>・ 専門医制度の基幹型病院として、専攻医の獲得に努め教育体制を充実させる。</li> <li>・ 教育研修体制の充実を図り、卒業前の学生の研修受入れ、養成に取り組む。</li> </ul>	<p>第 1-1-(2)-② の一部</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>③ 医師の働き方改革への対応</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>医師の時間外労働規制が開始される令和6年度に向け、適切な労務管理の推進、タスクシフト/シェアの推進、ICTの活用、地域の医師会や診療所等との連携（例えば、夜勤等を地域の医師が輪番で担当）などにより、医師の時間外労働の縮減を図ることが必要であることから、そうした取組の概要を記載する。</p> <p>その際、看護師のほか、薬剤師、臨床検査技師、医療事務作業補助者等のコメディカルの確保・育成も、質の高い医療提供体制の確保に加え、医師の負担軽減のためのタスクシフト/シェアの担い手の確保という観点からも重要である。これらの医療従事者が知識・技能を習得するための研修等への参加等により不足となる期間に、他の病院等から医療従事者の派遣を受ける経費については、医師派遣等に係る特別交付税措置の対象となるため、当該措置も活用し、積極的な研修派遣に取り組むとともに、管理者をはじめとする医療従事者全体の意識改革・啓発に取り組むことが必要であることから、そうした取組を記載することが望ましい。</p> </div>	<p>(3) 職員の勤務環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IDカード等を用いた勤怠管理システムにより、労働時間管理の徹底を行う。</li> <li>・ 出産や子育て、介護と仕事を両立させる職員への支援制度の充実と職員への説明、からだ・こころの相談窓口でのメンタルケア等により、職員が仕事に誇りを持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう、支援する。</li> <li>・ 医師・看護師・医療従事者等の負担軽減委員会を中心に職員の働き方改革を推進する。</li> <li>・ 引き続き研修等での周知を行い、ハラスメントの防止に取り組む。</li> <li>・ 職員を対象に業績や能力を適正に評価する人事評価制度を円滑に運用する。</li> <li>・ 短時間正職員制度など多様な勤務形態の導入を検討するとともに、育児等から復職する職員への職場復帰支援を継続する。</li> <li>・ 家族の介護や子育て等を行う職員を積極的に支援するとともに、風通しの良い勤務環境の構築をめざし、職員満足度調査を毎年度実施し、常に点検、改善、評価を行う。</li> <li>・ 改正医療法等に伴う医師の時間外労働上限規制、健康確保措置などに対応するため、医師業務のタスクシ</li> </ul>	<p>第2-1-(3)</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<p>フト・タスクシェア等に取り組み、医師の働き方改革の推進に適切に対応する。</p>	
<p>(3) 経営形態の見直し ① 経営形態の見直しに係る記載事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>当該病院の規模や置かれた環境といった地域の実情を踏まえ、経営の強化に向けた最適な経営形態を検討し、経営形態の見直しが必要となる場合は、新経営形態への移行の概要（移行スケジュールを含む。）を記載する。</p> </div> <p>② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項 1) 地方独立行政法人化（非公務員型） 2)～4) 略</p>	<p>見直しの予定なし ※ 地方独立行政法人化 済</p>	<p>—</p>
<p>(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>今般の新型コロナウイルス感染症対応では、上記(1)、(2)及び(3)の取組の必要性が浮き彫りとなったところであり、各公立病院は、新興感染症等の感染拡大時に備え、こうした取組を平時からより一層進めておく必要がある。</p> <p>それに加え、第8次医療計画の記載事項として「新興感染症等の感染拡大時の医療」が盛り込まれることも踏まえ、公立病院は、平時から、新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えておくことが必要となる。</p> </div>	<p><b>【新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館第4期中期計画において記載のとおり、有事の際は第1種感染指定医療機関として佐賀県と連携して対応するとともに平時から感染拡大時を想定した訓練の実施や研修会の開催、専門人材の育成・確保や院内感染対策の徹底等に取り組むこととしています。</li> <li>○ 新興感染症等発生時に感染症患者を受入れることに加え、一般の診療を含めた病院機能を維持できるよう、業務継続計画の策定を行います。</li> <li>○ また、現在、実施を予定している増改築工事においては、発生時期、感染力、病原性などを事前に予測するこ</li> </ul>	<p>—</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>具体的には、感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペース等の整備、感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担の明確化、感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成、感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有等を行っておく必要があることから、こうした取組の概要を記載する。</p> </div>	<p><b>とが難しい新興感染症に備え、有事の際、弾力的に運用できるスペースを確保することとしています。</b> <b>例：診察、ワクチン接種、D-MAT 参集等に使用できる弾力的なスペースの確保</b></p> <p>(1) 好生館が担うべき医療の提供</p> <p>① 高度・専門医療の提供 (感染症医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀県唯一の第一種感染症指定医療機関として対応する。</li> </ul> <p>③ 安全・安心な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染制御部が主体となり、館内の横断的活動をもって感染の発生防止や職員の啓発に努め、感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策について研修会を引き続き開催する。</li> </ul> <p>④ 災害や新興感染症等発生時における医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹災害拠点病院の機能を十分に発揮できるよう、災害時に必要な医療物資等を備蓄するほか、優先納入契約の継続等、災害時医療体制の充実・強化を図る。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症など新興感染症等の感染拡大により、公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県と連携し、対応する。</li> </ul>	<p>第 1-1-(1)-① の一部</p> <p>第 1-1-(1)-③ の一部</p> <p>第 1-1-(1)-④ の一部</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>									
	<p>(2) 医療スタッフの確保・育成 ① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上 ・ 専門医、専門看護師、認定看護師、メディカルスタッフ 関連専門資格などの資格取得に向けた支援を充実し、ス タッフの専門性の向上を図る。</p>	<p>第 1-1-(2)-① の一部</p>									
<p>(5) 施設・設備の最適化 ① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各公立病院は、厳しい経営状況が続く中で、今後、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴い医療需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設や設備の長寿命化や更新などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、投資と財源の均衡を図ることが必要である。また、上記(1)により役割・機能を見直すに当たっては、病院施設の改修が必要となる場合もある。</p> </div>	<p>3 病院施設の在り方 ・ 好生館が担うべき役割を達成するために、病院増築等整備を計画的に推進する。</p>	<p>第 9-3</p>									
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>このため、経営強化プランの計画期間内における施設・設備に係る主な投資（病院施設に係る新設・建替・大規模改修、高額な医療機器の導入等）について、長寿命化・平準化や当該病院の果たすべき役割・機能の観点から必要性や適正な規模等について十分に検討を行った上で、その概要を記載する。</p> </div>	<p>4 施設及び設備に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設及び設備 の内容</th> <th style="width: 20%;">予定額</th> <th style="width: 50%;">財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 医療機器等 整備</td> <td>28 億円</td> <td>佐賀県長期借入金</td> </tr> <tr> <td>・ 病院増築等 整備</td> <td>50 億円</td> <td>佐賀県長期借入金、自己資金等</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	施設及び設備 の内容	予定額	財源	・ 医療機器等 整備	28 億円	佐賀県長期借入金	・ 病院増築等 整備	50 億円	佐賀県長期借入金、自己資金等	<p>第 9-4</p>
施設及び設備 の内容	予定額	財源									
・ 医療機器等 整備	28 億円	佐賀県長期借入金									
・ 病院増築等 整備	50 億円	佐賀県長期借入金、自己資金等									



<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額については、見込みである。</li> <li>・ 各事業年度の佐賀県長期借入金等の具体的な額については、各事業年の予算編成過程において決定される。</li> </ul>	
	<p>(3) 地域の医療機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的で適切な医療を提供するため、地域連携クリティカルパス活用を推進するとともに、電子パスの普及に努める。</li> </ul> <p>(2) 事務部門の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図る。</li> <li>・ 診療情報管理士等の専門資格の取得及び研修の充実により、事務職員の資質向上を図る。</li> </ul> <p>(3) 職員の勤務環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IDカード等を用いた勤怠管理システムにより、労働時間管理の徹底を行う。</li> <li>・ 佐賀県診療情報地域連携システムの普及・利用増を、他の医療機関に率先して進め、県内の医療機関の連携強化を図る。</li> </ul>	<p>第 1-1-(3) の 一部</p> <p>第 2-1-(2) の 一部</p> <p>第 2-1-(3) の 一部</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>② デジタル化への対応</p> <p>電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）、遠隔診療・オンライン診療、音声入力、その他各種情報システム等を活用し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化を推進することが重要であることから、そうした取組の概要を記載する。</p> <p>特に、マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、薬剤情報や特定健診情報等を提供することにより、医療保険事務の効率化や患者の利便性向上に資するものである。公立病院においては、その利用促進のため、患者への周知等に率先して取り組むことが求められることから、そうした取組の概要を記載する。</p> <p>デジタル化に当たっては、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増加しているとともに、医療において扱われる健康情報は極めてプライバシーに機微な情報であるため、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底するよう留意すべきである。</p>	<p><b>【デジタル化への対応】</b> <b>〔マイナンバーカード〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年11月から、初診受付窓口・紹介受付窓口に各1台（合計2台）を設置し、運用を開始しています。</li> <li>○ 館内掲示にて来院される方へご案内しています。また、マイナ保険証の手続きについては、事務職員がサポートしています。</li> </ul> <p><b>〔サイバーセキュリティ〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省のガイドラインを踏まえた対策を実施または計画しているが、更なる安全を追求し、継続的な情報の収集と対策の検討を進めていくこととしています。</li> <li>○ 令和2年7月の病院情報システム更新の際に病院情報システムを更新。二要素認証の導入と電子カルテシステムのクライアントにVDI（仮想デスクトップ）を導入しました。VDIの導入により、ウイルス検知時に瞬時に自動的にネットワークからVDIを隔離するなど、セキュリティの強度を高めたほか、VDIでは、端末側にデータが残ることがないため、端末から患者の診療に関わる情報が漏れいするリスク軽減につながっています。</li> </ul>	

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>(6) 経営の効率化等</p> <p>① 経営指標に係る数値目標</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>経営の効率化は、地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、避けて通れないものであり、医療の質の向上等による収入確保や医薬品費、医療材料費等の経費節減に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>このため、経営指標について、資料3及び資料4に掲げる全国の公立病院、民間病院等の状況も参考にしつつ、原則として、個々の病院単位を基本として経営強化プラン対象期間末時点における数値目標を定める。この場合、経常収支比率及び修正医業収支比率4については、下記②に述べる点を踏まえて必ず数値目標を設定するとともに、自らの経営上の課題を十分に分析し、以下の例示も踏まえ、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定めることとする。</p> </div> <p>1) 収支改善に係るもの 経常収支比率、医業収支比率、修正医業収支比率、不良債務比率、資金不足比率、累積欠損金比率 など</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を実施することにより、経営基盤を強化し、安定した経営を続け、中期計画期間中を累計した損益計算において経常収支比率100%以上を達成する。</p>	<p>第3</p>
<p>2) 収入確保に係るもの</p> <p>1日当たり入院・外来患者数、入院・外来患者1人1日当たり診療収入、医師（看護師）1人当たり入院・外来診療収入、病床利用率、平均在院日数、DPC機能評価係数など診療報酬に関する指標 など</p>	<p>2 経営基盤の安定化</p> <p>(1) 収益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機能や診療報酬改定に対応した施設基準を取得するとともに、適正な診療報酬の請求に取り組む。</li> <li>・ 各種研究に必要な費用等について外部資金の獲得に努める。</li> </ul>	<p>第2-2-(1)</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れや減点の防止を図る。</li> <li>・ 限度額認定などの公的制度の活用により未収金の発生を未然に防止するとともに、未収金が発生した場合は、電話・文書督促などの多様な方法により早期回収を図る。</li> <li>・ 病床利用率や平均在院日数等の目標値を毎年度設定し、医療環境の変化に適切に対応しながら収益の確保に努める。</li> </ul> <p>◆目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査定率：入院 0.4%、外来 0.4%</li> <li>・ 病床利用率：82 %</li> <li>・ 病床稼働率：91 %</li> <li>・ DPC 期間Ⅱ（全国平均在院日数）超率：30% 未満</li> </ul> <p>（令和7年度目標値）</p>	
<p>3) 経費削減に係るもの 材料費・薬品費・委託費・職員給与費・減価償却費などの対修正医業収益比率、医薬材料費の一括購入による〇%削減、100床当たり職員数、後発医薬品の使用割合 など</p>	<p>(2) 費用の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用節減のための具体策を検討し、薬剤費率、材料費率、人件費率等の目標値を毎年度設定し、その達成に努める。</li> </ul> <p>◆目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費率：50.0 %</li> <li>・ 薬剤費率：15.8 %</li> </ul>	<p>第2-2-(2)</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 = 経営強化プラン（案） それ以外の部分 = 中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料費率：10.5 % (令和7年度目標値)</li> </ul>	
<p>4) 経営の安定性に係るもの 医師・看護師・その他医療従事者数、純資産の額、現金保有残高、企業債残高 など</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を実施することにより、経営基盤を強化し、安定した経営を続け、中期計画期間中を累計した損益計算において経常収支比率100%以上を達成する。</p> <p>1 予算(令和4年度～令和7年度) 表(略)</p> <p>2 収支計画(令和4年度～令和7年度) 表(略)</p> <p>3 資金計画(令和4年度～令和7年度) 表(略)</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,000百万円</p> <p>2 想定される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費負担金の受入遅延等による資金不足への対応</li> <li>・ 偶発的な出費増への対応</li> </ul> <p>第5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産処分に関する計画 なし</p> <p>第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又</p>	<p>第3</p> <p>第3-1</p> <p>第3-2</p> <p>第3-3</p> <p>第4～第7</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
	<p>は担保に供する計画 なし 第7 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、 医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実、看護 学生等への奨学金等に充てる。</p>	
<p>② 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>公立病院が、地域の医療提供体制の中で、適切に役割・機能を果たし良質な医療を提供していくためには、一般会計等から所定の繰出が行われれば「経常黒字」となる水準を早期に達成し、これを維持することにより、持続可能な経営を実現する必要がある。</p> <p>このため経営強化プランにおいては、公立病院が担っている不採算医療等を提供する役割・機能を確保しつつ、対象期間中に経常黒字（経常収支比率が100%以上）化する数値目標を定めるべきである。その上で、修正医業収支比率についても、所定の繰出が行われれば経常黒字が達成できる水準となるように数値目標を定め、その達成に向け、本業である修正医業収支の改善に向けた取組を進めるべきである。</p> <p>仮に対象期間中に経常黒字化する数値目標の設定が著しく困難な場合には、経常黒字化を目指す時期及びその道筋を記載する。</p> </div>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を実施することにより、経営基盤を強化し、安定した経営を続け、中期計画期間中を累計した損益計算において経常収支比率100%以上を達成する。</p>	<p>第3  —</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>
<p>③ 目標達成に向けた具体的な取組</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>数値目標の達成に向けて、民間的経営手法の導入、事業規模・事業形態の見直し、収入増加・確保対策、経費削減・抑制対策などについて、具体的にどのような取組をどの時期に行うこととするかを記載する。</p> </div> <p>1) 役割・機能に的確に対応した体制の整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>当該病院の果たすべき役割・機能に的確に対応した施設基準・人員配置となるよう体制整備（例えば、地域包括ケア病棟への転換及びその基準に対応した看護師の配置、非稼働病床の廃止・機能転換など）を行うことにより医療の質の向上や効率化を図るとともに、当該役割・機能に対応する診療報酬を的確に取得することにより、経営の強化を図るべきである。</p> </div> <p>2) マネジメントや事務局体制の強化</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>病院マネジメントを強化するため、(3)の経営形態の見直し等を通じて経営の自律性を高めることと併せて、病院長をはじめとする幹部職員が病院事業の経営強化に強い意識を持ち、経営感覚を有することが重要であり、そうした人材を登用（外部からの登用も含む。）すべきである。</p> </div>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務の改善・効率化</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努める。</li> <li>・ コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報保護等に努める。</li> <li>・ 業務の適正かつ能率的な執行に向けた定期的な内部監査等を行うことで内部統制の取組を着実に実施し、法人の業務運営の改善や関係規程の改正を必要に応じて行う。</li> </ul> <p>(2) 事務部門の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図る。</li> <li>・ 診療情報管理士等の専門資格の取得及び研修の充実により、事務職員の資質向上を図る。</li> <li>・ 病院運営の高度化・複雑化に対応できる専門的知識と病院経営を俯瞰できるマネジメント力を兼ね備えた事務職員の育成の取り組み体制を強化する。</li> </ul>	<p>第2-2-(1)</p> <p>第2-2-(2)</p>

<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 =経営強化プラン（案） それ以外の部分＝中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>				
<p>また、当該病院の果たすべき役割・機能に対応した所要の診療報酬や補助金等の獲得、病床の効率的な使用、医療機器・材料・医薬品等の効率的な調達等、事務職員の業務が経営に大きなインパクトを与えることを踏まえ、外部人材の活用、プロパー専門職員の採用、専門性をもった職員を育成する研修や人事管理等の仕組みの構築等を通じ、医療に関する制度やノウハウ、医療行為の解釈等に精通した専門の事務職員を確保・育成することが重要である。</p> <p>3) 外部アドバイザーの活用</p> <p>中小規模の公立病院を含め、民間病院等の経営や診療報酬制度に精通した外部コンサルタントやアドバイザーの活用により、経営改善に成功した事例が多くあることを踏まえ、そのような外部人材の活用についても、積極的に検討すべきである。その際、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である経営・財務マネジメント強化事業や、公立病院医療提供体制確保支援事業5を活用することも有効である。</p>	<p><b>【外部アドバイザーの活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健全な病院経営を目的として外部コンサルタントを積極的に活用しています。</li> <li>○ テーマに沿って該当部門のスタッフとの意見交換を行い、現状における課題の抽出や業務プロセスの見直しなど課題解決に向けての意識の共有を図っています。</li> <li>○ 収益以外にもコスト面に関して材料調達における薬剤費の高騰など課題があるが、この点についても、外部コンサルによる市場分析情報やコスト削減に関する提案などを活用して価格交渉等を行い経営健全化に努めています。</li> </ul>					
<p>④ 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等</p>	<p><b>【経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経常収支比率 <table border="1" data-bbox="1088 1270 1547 1353"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100.0%</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	令和6年度	令和7年度	100.0%	99.7%	
令和6年度	令和7年度					
100.0%	99.7%					



<p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン概要</p>	<p>網掛け部分 = 経営強化プラン（案） それ以外の部分 = 中期計画に記載のため、経営強化プラン への記載を省略する事項（案）</p>	<p>中期計画 該当箇所</p>				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>上記取組の実施を前提として、経営強化プラン対象期間中の各年度の 収支計画及び各年度における目標数値の見通し等を記載する。</p> <p>なお、収支計画は、診療報酬の改定等の経営環境の変化により影響を 受けるため、経営強化プラン策定後においても、こうした状況変化を踏 まえ必要な見直しを行うことが適当である。</p> </div>	<p><b>※好生館の第4期中期計画期間である令和4年度から 7年度の4年間において、経常収支比率 100%を達成 する目標を設定しています。</b></p> <p>○ <b>修正医業収支比率</b></p> <table border="1" data-bbox="1088 568 1547 655"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88.4%</td> <td>87.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>※各年度の収支計画については経営強化プラン （案）P4～5 参照</b></p>	令和6年度	令和7年度	88.4%	87.8%	
令和6年度	令和7年度					
88.4%	87.8%					